
資料

阪南市総合計画策定主要経過

阪南市新総合計画・市民学習会

開催日	2009年11月14日・23日
開催場所	阪南市役所・別棟第2会議室
内容	基調講演 「新しいまちづくりのあり方について」 近畿大学理工学部教授 久 隆浩氏

阪南みらい会議

回	開催日	内容
第1回	2010年2月12日	・市長挨拶、メンバー紹介 ・会議の趣旨説明 ・会議の進め方の協議
第2回	2010年2月23日	・会議の進め方の協議 ・各人の想いの発表
第3回	2010年3月8日	・各人の想いの発表
第4回	2010年3月25日	(同上)
第5回	2010年3月30日	(同上)
第6回	2010年4月8日	・グループで想いを議論・集約して発表し、意見交換
第7回	2010年4月21日	(同上)
第8回	2010年4月30日	(同上)
第9回	2010年5月15日	・会議の進め方の協議
第10回	2010年5月28日	・各人の想いをある程度集約したものを発表
第11回	2010年6月10日	・まちづくりの想いの共通のものをグループで議論・集約し、グループで集約したものを発表し、意見交換
第12回	2010年6月16日	・まちづくりの想いの協議および集約に向けての意見交換
第13回	2010年6月29日	・まちづくりの基本理念の集約および提言内容の協議
第14回	2010年7月9日	・まとめおよび提言書についての協議
第15回	2010年8月25日	・市長への提言「新総合計画・将来の都市像について」

中学生会議

回	開催日	内 容
第1回	2010年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・市立中学校の生徒会役員により学校混合班にて作業 ・各班で「将来のまちの姿」を整理、発表
第2回	2010年7月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校混合班にて、「今後10年間阪南市が力をいれていかなければいけない分野」を選定 ・全体会議にて、「市の将来像」を決定 ・学校ごとに、キャッチコピーを1つ作成（宿題）
第3回	2010年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ごとに、キャッチコピーの発表 ・他校推薦、決選投票 ・キャッチコピー決定、提言

地区懇談会

開催日	開催場所	内 容
2010年9月17日	西鳥取公民館・多目的ホール	地域の現状や課題について、地域の皆さんと意見交換
2010年9月21日	箱作住民センター・講堂	
2010年9月22日	尾崎公民館・講堂	
2010年9月27日	桃の木台東住民センター・会議室1・2	
2010年9月28日	東鳥取公民館・講堂	

団体懇談会

開催日	開催場所	内 容
2010年11月17日	阪南市商工会館・2階会議室 I	地域の現状や課題について、各種団体の皆さんと意見交換
2011年3月18日	西鳥取公民館・会議室	

阪南市新総合計画（素案）・市民説明会

開催日	2011年2月23日・27日
開催場所	阪南市役所・全員協議会室
内 容	阪南市総合計画(素案)についての説明および今後10年間のまちづくりについて市民の皆さんと意見交換

有識者懇談会

回	開催日	内 容
第1回	2010年12月10日	・阪南市総合計画基本構想・基本計画(素案)の説明
第2回	2011年1月7日～28日	・阪南市総合計画基本構想・基本計画(素案)の意見交換
第3回	2011年2月21日～24日	(同上)
第4回	2011年3月22日	(同上)

阪南市総合計画審議会

回	開催日	内 容
第1回	2011年5月26日	・市長挨拶、委員紹介 ・諮問 ・会議の趣旨、策定経過等の説明 ・阪南市総合計画基本構想(案)について審議
第2回	2011年6月23日	・阪南市総合計画基本構想・基本計画(案)について審議
第3回	2011年7月29日	・阪南市総合計画基本計画(案)について審議
第4回	2011年9月29日	・パブリックコメントの実施結果および考え方についての説明
第5回	2011年10月7日	・阪南市総合計画基本構想・基本計画(案)について審議 ・阪南市総合計画答申(案)について

その他市民参画

項 目	中学生アンケート
実 施 日	2010年2月9日～3月19日
内 容	・阪南市の中学生2年生558人(全数調査)

項 目	住民意識調査
実 施 日	2010年4月1日～27日
内 容	・阪南市全域、市内在住の16歳以上の住民3,000人を対象

項 目	パブリックコメント
実 施 日	2011年8月4日～31日
内 容	・阪南市総合計画(案)について意見を募集

阪南市総合計画審議会条例

平成3年9月30日
条例第20号

阪南町総合計画審議会条例(昭和47年阪南町条例第10号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、阪南市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市民

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部みらい戦略室において処理する。

(平21条例31・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の阪南町総合計画審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員は、改正後の阪南市総合計画審議会条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期については、新条例第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附 則(平成11年3月31日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月12日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月27日条例第16号)

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日条例第8号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月7日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月29日条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

阪南市総合計画審議会条例施行規則

〔平成3年9月30日〕
〔条 例 第 30 号〕

阪南町総合計画審議会条例施行規則(昭和47年阪南町規則第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市総合計画審議会条例(平成3年阪南町条例第20号)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平22規則36・一部改正)

(委員構成)

第2条 阪南市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員構成は、次によるものとする。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 公共的団体の代表者 9人以内
- (3) 市民 6人以内

(平22規則36・一部改正)

(意見の聴取)

第3条 会長が必要と認めるときは、審議会の議事に関係のある行政機関の職員又は関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平22規則36・一部改正)

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第30号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月29日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

阪南市総合計画審議会委員

(敬称略・50音順、◎は会長、○は副会長)

氏名	所属
浅井 妙子	市民（公募）
荒木 勝二	市民（公募）
石橋 貞男	和歌山大学 経済学部教授
岩井 龍三	市民（阪南みらい会議）
岡 保正	市民（阪南みらい会議）
下村 泰彦	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科准教授
○ 竹中 茂之	阪南市自治会連合会
武輪 景子	阪南市連合婦人会
玉井 桂	泉佐野泉南医師会
土井 浩	阪南市農業委員会
中尾 清	大阪観光大学 観光学部教授
中塚 武司	大阪府政策企画部企画室課長補佐
中吉 泰江	市民（公募）
土生 貞雄	阪南市民生委員・児童委員協議会
◎ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部教授
堀 正夫	市民（阪南みらい会議）
槇村 久子	京都女子大学 現代社会学部教授
森下 旭	阪南市商工会
山代 真司	阪南市PTA協議会
米原 武雄	阪南市社会福祉協議会

阪南市総合計画（案）諮問書

阪 み 第 4 6 号
平成 23 年 5 月 26 日

阪南市総合計画審議会会長 様

阪南市長 福山 敏博

阪南市総合計画（案）について（諮問）

阪南市総合計画審議会条例第2条の規定により、「阪南市総合計画（案）」について、諮問します。

阪南市総合計画（案）答申書

平成23年10月7日

阪南市長 福山 敏博 様

阪南市総合計画審議会
会 長 久 隆浩

阪南市総合計画(案)について(答申)

平成23年5月26日付け、阪み第46号にて諮問のありました「阪南市総合計画(案)」について、慎重に審議を重ねた結果、原案の一部を修正・加筆し、本総合計画の推進にあたって配慮すべき事項を付し、別添のとおり答申いたします。

記

1. 協働によるまちづくりの推進

本総合計画に掲げられた将来の都市像を実現していくためには、市民・事業者・行政など多様な主体が信頼を深め、協働によるまちづくりを推進していくことが重要である。そのために、様々な機会や手段を通じて総合計画の周知を図るとともに、情報共有を積極的に行うなど、相互に連携・協力できるよう努められたい。

2. 協働のしくみづくり

協働の取り組みを推進するにあたっては、地域の多様な主体が積極的に参画し、それぞれの力が発揮できるしくみや環境づくりが求められるところである。そのために、職員や市民は、まちづくりへの愛着や意識を高めるとともに、それぞれの主体が担うべき役割を認識し、それらを効率的・効果的につなげるなど、自立性と創造性ある協働社会づくりに努められたい。

3. 阪南市らしさ、魅力づくり

活気と魅力あるまちとするためには、豊かな自然や歴史・文化に囲まれた地域環境や人材といった様々な地域資源を活用するなど、本市の地域性や特徴を“強み”として一層活かし、多様な主体との協働のもと、阪南市らしさがあふれるまちづくりに努められたい。

4. 計画の進行管理

本総合計画の進行管理にあたっては、基本計画の成果指標や実施計画による施策・事務事業の達成状況等を評価・検証するなかで、適宜見直しを図るとともに、市民参画機会を提供するなど、計画の進捗状況が市民に把握できるよう努められたい。

5. 持続可能なまちづくり

本総合計画の実効性を確保し、市民視点に立った行政運営を展開するためには、行政は限られた経営資源のなかで職員の資質や能力向上を図り、組織・施策間の連携に取り組むとともに、自ら果たすべき役割を効率的・効果的に果たすなど、戦略的な行政経営を推進し、持続可能な発展あるまちづくりに努められたい。

阪南みらい会議提言書

平成22年8月25日

阪南市長 福山 敏博 様

阪南みらい会議委員一同

新総合計画・将来の都市像について(提言)

貴職におかれては、市が当面する様々な課題の解決に加え、市の将来を見据え、市民参画・協働のもと自立した市政運営を行い、住んでよかったと思えるまちづくりに鋭意取り組まれていることに大いに期待しています。

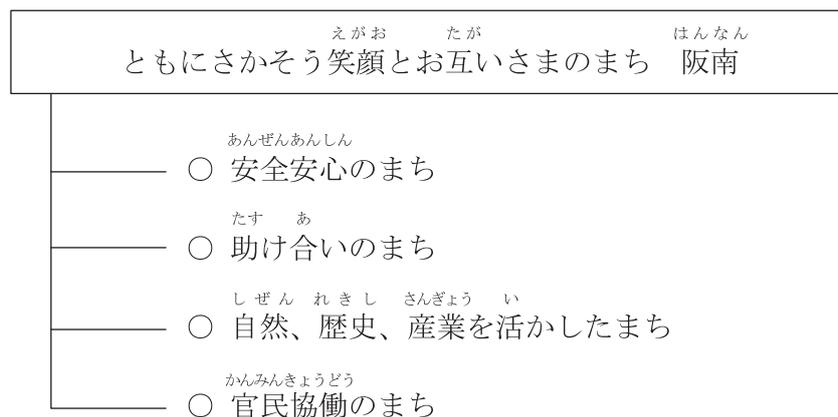
私たち阪南みらい会議委員は、本年2月から7月までに14回の会議を開催し、市民主導の会議であったため、戸惑うことも多々ありましたが、それぞれの想いの集約に努め、下記のとおり将来の都市像を取りまとめましたので提言します。

この将来の都市像は、委員からの多種多様な想いの中から共通項として取り上げたものであり、多くの市民が同様の想いを持つものと考えます。

新総合計画の策定までの過程において、適宜、市民と意見交換する機会を設け、多くの市民の賛同を得られる新総合計画の策定にご尽力いただくとともに、今後も参画の機会を設けていただくようお願いいたします。

記

【将来の都市像】



自分を取り巻く人や自然等の環境を慈しみ、思いやり、繋がりながら【お互いさま】、市民・議会・行政が協働して【ともに】、市内に花を咲き誇らせ、緑を大切に自然を守る【花を咲かせる】、産業や地域資源を活かしてまちを発展させる【まちを栄かせる】、人(人財)を大切にする【人を咲かせる】ことによって、市民みんなから笑顔がこぼれる【笑顔を咲かせる】まちにしていこう、という想いを込めています。

(敬称略・50音順)

氏名
浅井 妙子
安達 知浩
石川 真規
猪俣 健一
岩井 龍三
太田 将和
大鰐 英治
岡 保正
岡部 憲欣
尾上 修一
垣又 政人
川田 歩実
小路 公也
田中 幸司
釣船 廣子
寺嶋 勝治
藤原 祥男
堀 正夫
室谷 雅美
山代 真司
横浜 勇吉

アドバイザー

久 隆浩 (近畿大学 総合社会学部教授)

中学生会議提言書

平成22年7月12日

阪南市長 福山 敏博 様

阪南市立中学校生徒一同

総合計画策定にあたっての中学生の提言

三日間の日程で行ってきた中学生会議ですが、放課後に集まったり、また宿題が出たりと、わたしたちには大変でした。しかし、これから10年間のまちづくりに、中学生の意見を反映できる貴重な機会をいただいたことに感謝しています。

阪南市をよりよいまちにしていきたいという想いは、市役所で働いている人だけでなく、市民みんなが持っているものだと思います。その想いをひとつにして、ひとつの方向に向かっていくことが、まちづくりには大切なことです。

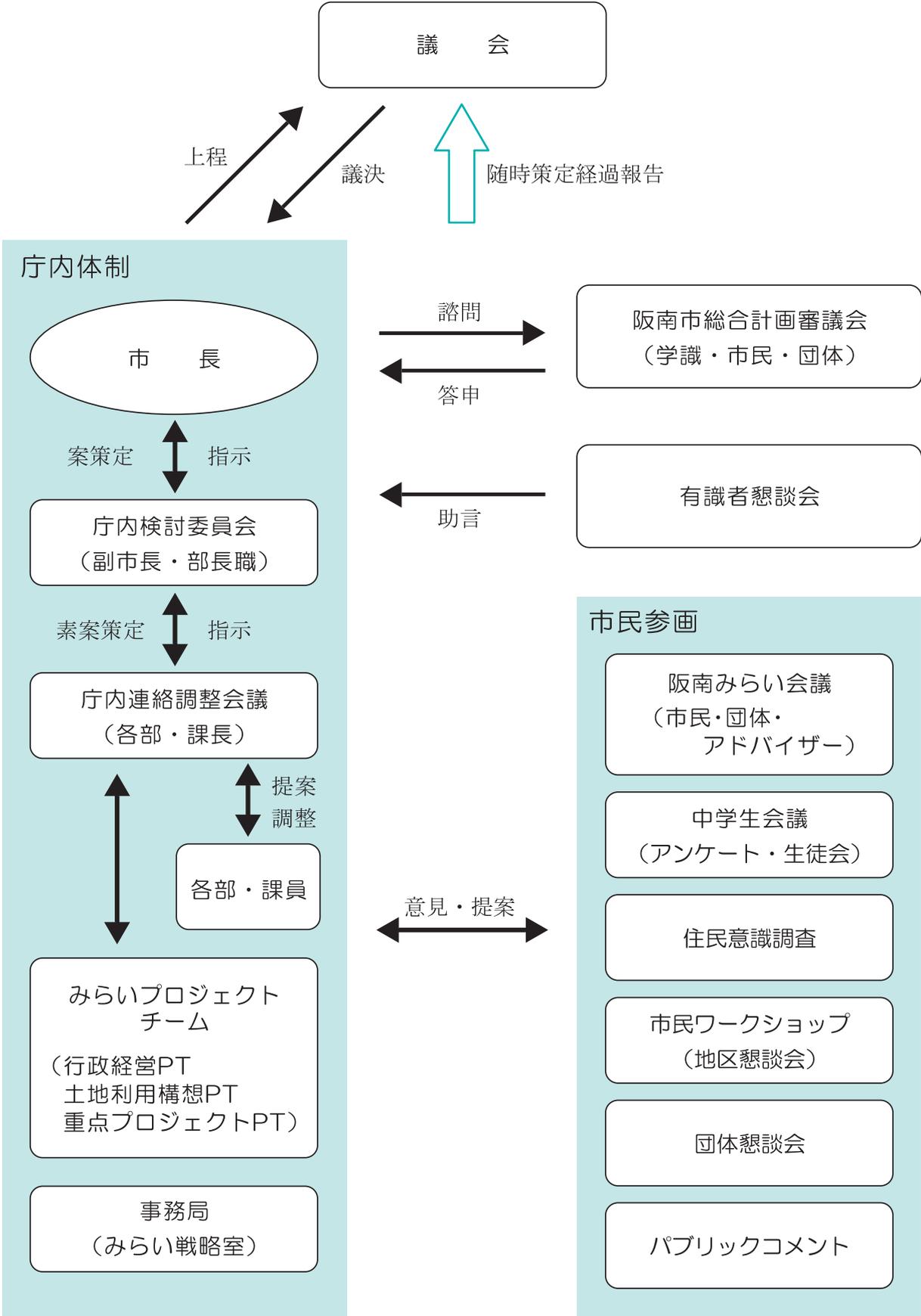
みんなで目指していく「将来の阪南市」を示す、わたしたちのキャッチコピーをここに提言いたします。

阪南市をよりよいまち、住み続けたいまちにするために、この提言を活かしていただきたいと思います。

(キャッチコピー)

お もいやりとふれあいがあふれる
も つとにぎやかで
い つまでも安心して暮らせる
や まもうみも美しい
リ ードしていくまち 阪南

阪南市総合計画策定体制



用語解説

【あ行】

新しい公共: 人々の支え合いと活気のある社会をつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場(内閣府「新しい公共」円卓会議 平成22年6月4日「新しい公共宣言」)。

これまで、行政が担ってきた業務や行政だけでは実施が困難であった業務を、「行政」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPO法人や地縁団体、社会福祉法人、学校法人、企業などが積極的に公共的なサービスなどの提案および提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術、文化、環境、雇用、国際協力などの身近な分野において共助の精神で行うしくみ、体制、活動など。

アダプトプログラム: 住民や企業などの団体が、道路や河川などの公共空間の里親となって、ごみの清掃や植栽等を行うボランティア活動を支援する制度のこと。アダプトとは「養子縁組」の意味。

いきいきネット相談支援センター: 市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。

エコショップ: 簡易包装の推進や使い捨て容器の使用自粛、不用となった容器などの回収などのごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店。

エンパワメント: 困難な課題に立ち向かうための自分の内にある力や可能性。

NPO: Non Profit Organizationの略。民間非営利組織。営利を目的とせず、福祉や環境などのさまざまな分野で社会貢献活動を行う民間団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したNPOを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

王子: くまのゴンげん 熊野権現の分身として現れた御子神が祭られた祠。みこがみ

大阪版認定農業者制度: 大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(平成20年4月施行)」に基づき、国の認定農業者や自ら生産した農畜産物などを府内へ一定規模出荷・販売する農業者などを育成・支援する制度。

温室効果ガス: 大気を構成する気体であって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。

【か行】

環境基準: 環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標として環境基本法に規定されており、大気、水質、騒音などについてその基準が設けられている。

救急講習: 救命講習の内容を要約し、1時間程度で指導する受講済みカードを発行しない講習。

救命講習: 総務省消防庁の通達により、消防本部の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき指導し、認定する公的資格で3時間講習の「普通救命講習Ⅰ」、4時間講習の「普通救命講習Ⅱ」など受講済みカードが発行される講習。

共同生活介護: ケアホーム。介護を必要とする障がい者が地域社会において共同生活を営む住居。

くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度): 高齢者や障がい者などを対象に、民生委員、校区福祉委員会、いきいきネット相談支援センターや各種団体などの関係機関が連携し、日常の見守り・声かけ活動を大切にしながら、地震などの災害時に安否確認を行う事業。

経常収支比率: 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。税などの毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費がどれくらいの割合で充当されているかを示すもの。

校区福祉委員会: 小学校区を単位とし、自治会などの各種団体や個人など校区内に住む住民で構成されており、住民が主体となって幅広い福祉活動を行う組織。

公債費: 市が発行した地方債の元利償還金(元金と利子)と一時借入金の利子の合計額。

交通結節機能: 駅やバス停、駅前広場などが持つ機能であって、電車やバスなど、異なる交通手段がつながり、乗り換える・乗り継ぐことのできる機能。

後方支援病院: 他の病院で重症・重篤な入院治療を終えた患者を受け入れ、体力が回復するような看護やリハビリテーションを行い、退院を支援する病院。

コミュニティソーシャルワーカー: 地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行う福祉の専門知識を有する総合相談支援員。

コミュニティビジネス:市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、また、コミュニティの再生を通じて、活動の利益を地域に還元する事業の総称。

【さ行】

市街化区域:都市計画区域のうち、積極的に市街地として整備・開発を図る区域で、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。一方、市街化調整区域は、都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。

自主防災組織:大規模震災およびその他の災害に備え、自治会等の住民が自主的に防災活動を行う組織。

指定管理者:福祉施設など市が設置した施設の管理について、民間事業者を含む市が指定したもの(指定管理者)に管理を行わせる制度。民間の能力を活用することで、サービスの向上やコスト削減を図ることを目的にしている。

社会福祉協議会:社会福祉法に基づく社会福祉法人で、地域福祉を推進する民間福祉団体。介護保険事業のほか、さまざまな福祉事業を行っている。

循環型社会:省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが、廃棄物として処分されることを抑えられ、適正なりサイクルがなされ、またリサイクルできない製品等からの環境に対する悪影響が少ないように処分される社会のことで、エネルギーや水の循環等も含まれる。

小地域ネットワーク活動:小学校区の中で、高齢者、障がい者および子育て中の親子などが地域で安心して生活できるよう、校区福祉委員会などが中心となって、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進めていく活動。

市民公益活動団体:自主性・自発性にに基づき、営利を目的としない市民活動団体であって、「まちづくり」など17分野に分類される活動をする団体。ボランティア団体やNPO法人など。

生活排水処理率:し尿および生活雑排水(台所、風呂など)を処理している人口の割合。

生産緑地:市街化区域内の農地が持つ緑地機能を活かし、良好な都市環境を形成するため、保全すべきものとして、都市計画法により指定された農地。

泉州医療圏(南部地域):大阪府が府内を8つに区分した二次医療圏(主に入院治療を提供する病院を整備する地域的な単位)のうち、高石市以南の8市4町の地域を泉州医療圏と呼び、その南部にあたる貝塚市以南の4市3町の地域。

早期介入保健指導:前年度の特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者とはならなかったが、生活習慣病のリスクを有する人に対して行う保健指導。

【た行】

第1種漁港:利用範囲が地元の漁業を主とする漁港。

男女共同参画プラン:性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすための計画。その施策ごとに計画の推進について達成状況を管理している。

地域活動支援センター:障がい者が地域の実情に応じて創作的活動や生産活動に参加したり、社会との交流促進を図り、障がい者の自立生活を支援する通所施設。

地域子育て支援センター:地域で親子の交流の場を提供したり、保護者へ相談助言したり、子育てにかかわるサークルやグループの支援やネットワーク化を推進する拠点。

地域包括支援センター:高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える相談機関。

地区計画:住民が主体的に、それぞれの地区の特性に応じたきめ細やかな規制や誘導といった街並みのルールづくりに取り組むことにより、良好な都市環境の整備と保全を進めていくための制度。

知・体・徳:文部科学省が全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるように定める学習指導要領の中に、学習変化の激しいこれからの社会を生きるために必要とされる、「確かな学力」「健康・体力」「豊かな人間性」を表した教育理念。

特定健康診査:40歳から74歳までの人を対象に糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として平成20年4月から導入された新しい健康診断。

特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して行う保健指導。

ドメスティックバイオレンス(DV):通常、夫婦や恋人など親密な間柄で生じる身体的・性的・精神的な暴力をはじめとする暴力行為。

【な行】

ノーマライゼーション(Normalization):1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の1つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

【は行】

パブリックコメント:市が市民生活に広く影響を及ぼす重要な施策など(条例案・規則・計画など)を立案するときに、案の段階で公表し、多くの方から意見などを求め、その意見などを考慮して、施策などの案について意思決定を行うとともに、提出された意見などの概要および意見などに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

バリアフリー:障がい者や高齢者等、すべての人が社会生活を営むうえで道路や建物の段差など、物理的な障壁(バリア)のほか社会制度や心理的な障壁となるものを取り除くという考え方。

阪南ブランド十四匠:市内の優れた技を有する企業を認証し、地場産業の振興と地域活性化につなげる地域ブランド戦略。伝統技術としての「技」の伝承と「ものづくりの心」を尊重し、本市の地場産業が発達した江戸時代後期の14か村にルーツを求め「阪南ブランド十四匠」と称し、地域資源の「独自性」を魅力として、新事業の展開、特産物や観光資源の開発および販路開拓に取り組んでいる。現在、20企業が認証されている。

標準化死亡比:人口構成の異なる地域の死亡の状況を比較するために用いる指標の1つ。全国平均を100として、値が100を超える場合は全国平均より死亡率が高く、100未満の場合は死亡率が低いと判断される。

100人のカルチャー:市民の学習活動支援の一環として、市内在住・在勤でさまざまな才能を持った人が登録する人材バンク。

ファミリーサポートセンター:子どもの一時預かりや送迎などの子育て支援を必要とする人と支援したい人を結びつける子育て支援サービスの1つ。

扶助費:市の経費のうち、生活保護費など社会保障制度の一環として法令等に基づき支出する経費。

プライマリから二次(医療)まで:比較的軽症な初期医療から、入院治療を必要とする重症な医療まで。

防火・準防火地域:市街地における火災の危険性を防ぐために都市計画に定める地域で、建築物の構造等を規制することにより、都市の不燃化を推進するもの。

ホストファミリー・ホームステイ・ホームビジット:ホームステイは、留学生などを家庭に受け入れ、宿泊・生活体験を一緒にすること。受け入れ先の家庭をホスト、その家族をホストファミリーと呼ぶ。ホームビジットは、宿泊を伴わない短時間の訪問のこと。

【ま行】

メタボリックシンドローム:肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、肥満、特に内臓脂肪型肥満が原因であることが分かってきた。

【や・ら・わ行】

緑被率:対象となる地域の面積に対して、緑に覆われている土地(緑被地)が占める割合のことで、平面的な緑の量を把握するために用いられる指標。

ワークライフバランス:ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすいしくみをつくること。

市民憲章

昭和51年1月1日
宣言

(前文)

わたくしたちは、みどり豊かな葛城の山やまと、波しずかな茅渟の海にかこまれた阪南市の住民です。わたくしたちは、永遠の平和と幸せをねがい、希望にみちた明るく住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。

(本文)

- 1 心のふれあいを大切にするまちをつくりましょう。
- 1 教養と文化の高いまちをつくりましょう。
- 1 みんなで助け合う明るいまちをつくりましょう。
- 1 健やかに楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 1 恵まれた自然と調和したまちをつくりましょう。

阪南市総合計画

平成24年3月発行

編集・発行：阪南市

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1

TEL:072-471-5678 FAX:072-473-3504

<http://www.city.hannan.lg.jp/>



阪南市総合計画

平成 24 年 3 月発行

編集・発行：阪南市

〒 599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35-1

TEL : 072-471-5678

FAX : 072-473-3504

<http://www.city.hannan.lg.jp/>